

請 願 文 書 表

受 理 番 号	第 1 8 号
受 理 年 月 日	令和 8 年 8 月 1 9 日
件 名	日本政府に「非核三原則堅持を求める意見書」をあげる事の採択を求める請願
請願者の住所 及 び 氏 名	群馬県桐生市 桐生・みどり地区平和委員会
請 願 の 要 旨	【請願趣旨】 「非核三原則」（核兵器を持たず・作らず・持ち込ませず）は、1967年、内閣総理大臣であった佐藤栄作が国会で表明し、1971年11月衆議院で「非核三原則を守るべき」と採択され、それ以降6回にわたって「国是として堅持する」と国会決議が全会一致でされてきた日本の国際公約であり、唯一の戦争被爆国として、原爆の悲惨さを知る国であることの証でもある。 現在、政府・与党内で非核三原則の見直し論が浮上している。「持たず・作らず・持ち込ませず」の三原則のうち「持ち込ませず」の原則を見直して、わが国にアメリカの核兵器を「持ち込む」という動きである。非核三原則は戦後のわが国の「国是」というべき性質のものであり、国際的にも憲法9条と並んで平和国家日本として認知されてきた大原則である。 今回の「見直し」は、安全保障環境の変化をその理由としているが、世界で唯一の戦争被爆国であるわが国が、原爆を投下したアメリカの核兵器を持ち込ませることになり、きわめて重大な国家政策の転換になる。平和ブランドで戦後の経済復興を成し遂げてきたわが国のイメージが損なわれ、却って東アジアの軍事的緊張を高めてしまわないか、危惧するものである。核兵器は被爆者のみなさんが口々に訴えてこられたように悪魔の兵器、人類の最終兵器であり、「国是」なるものは軽々に変更するものではない。 「核兵器のない世界を」と訴え続けている被爆者の願いを踏みにじり、核兵器廃絶と恒久平和を希求する我が国の立場に反するものである。 核兵器が81年間使用されなかったのは核抑止ではなく、広島や長崎の被爆者や遺族が被爆の実相を世界に訴え、核兵器の非人道性を広く訴えてきた結果である。そのことは2021年に「核兵器禁止条約」として結実し、2024年10月日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞したことでも証明され、「核兵器の使用は許されない」というメッセージが広く世界に示されてきたことによるものである。1980年代中期より、非核三原則を指針とする自治体による非核宣言が始まり、全国1,718の自治体のうち、2026年現在1,674自治体が非核宣言を行うまでになっている。 国際情勢の緊張などを理由に「非核三原則の見直し」「核共有」論が言われ始め、これまでの国是とする積み重ねと憲法をも無視し、平和に逆行する危険な動きと考えられる。 日本の平和と安全をアメリカの核兵器に依存するのではなく、平和憲法と非核三原則をもって外交の力で守るという戦後の安全保障政策の大原則を貫くことこそが日本に求められる真の国際的役割であると考えている。

	【請願事項】 地方自治法第99条にもとづき、政府に対して「非核三原則を堅持すること」の意見書の議決していただくよう請願するものです。
紹 介 議 員	渡辺 恒、関口 直久
付 託 委 員 会	総務委員会
審 査 結 果	